

掛川市規則第12号

掛川市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市営住宅管理条例施行規則（平成17年掛川市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（入居者の資格）

第2条の2 条例第6条第1項第2号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 条例第6条第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

2 条例第6条第2項第2号の規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 身体障害 前項第1号ア(ア)に規定する程度

(2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

3 条例第6条第2項第3号の規則で定める障害の程度は、第1項第1号イに規定する程度とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。